

第73回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年3月30日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ザ・メイン宴会場階 鶴の間

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場は、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産およびお飲み物の提供は取りやめさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

■第73回定時株主総会招集ご通知	1
〔添付書類〕	
■事業報告	3
■連結計算書類	24
■計算書類	35
■監査報告書	43
■株主総会参考書類	49
議案 剰余金の処分の件	
■議決権行使のご案内	50
■株主総会会場ご案内図	裏表紙

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

山崎製パン株式会社

代表取締役社長 飯 島 延 浩

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場は、ご無理をなされませんようお願い申しあげます。

なお、書面またはインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、下記の「議決権行使方法のご案内」をご参照のうえ、2021年3月29日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2021年3月30日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 鶴の間 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1.第73期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第73期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議案 | 剰余金の処分の件 |

4. 議決権行使方法のご案内

(議決権行使に際しましては、50ページから53ページの「議決権行使のご案内」をご参照ください。)

【書面により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年3月29日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。なお、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものいたします。

【インターネット等により議決権を行使される場合】

- (1) 当社指定のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトまたはパソコン用議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使に際しましては、51ページから52ページの「インターネット等による議決権行使」をご確認ください。
- (2) インターネット等による議決権行使は、2021年3月29日(月曜日)午後5時までに行ってください。
- (3) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものいたします。
- (4) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効なものいたしますが、同日に到着した場合には、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

【当日ご出席される場合】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-
1. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yamazakipan.co.jp>) に掲載させていただきます。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の一般経済環境は、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行となり、国内でも4月に緊急事態宣言が発令され景気は急速に悪化しました。5月の緊急事態宣言解除以降、政府の経済対策効果もあり持ち直しの動きに転じたものの、11月以降、新型コロナウイルスの感染拡大により、先行き不透明感が強まりました。

当業界におきましては、政府による全国一斉休校や外出自粛の要請を受け、量販店やドラッグストアを中心に食パンや食卓ロールの需要が急増し、その安定供給が求められました。一方で、コンビニエンスストアにおきましては、外出自粛や在宅勤務の広がりを受け、来店客数の減少により菓子パン、サンドイッチ、おにぎり等の需要が減少し、フレッシュベーカーリーにおきましては、商業施設等の休業や営業時間短縮の影響もあり、経営状況は厳しさを増しました。また、新型コロナウイルス感染拡大の収束の見通しが立たない中で、消費者の節約志向が強まり、販売競争が激化する厳しい経営環境となりました。

このような情勢下にあります、当社グループは、わが国の食生活の基幹を担う製パン業としての社会的使命のもと、21世紀のヤマザキの経営方針に基づき、新型コロナウイルス感染拡大の中で製品の安定供給を確保するため、マスクの着用やうがい、手洗い、アルコール消毒などの新型コロナウイルス感染防止対策の徹底はもとより、パート、アルバイトを含めた全従業員に対して検温を実施し、37.2℃以上の発熱がある者は自宅待機とすることに加え、発熱

がない場合でも倦怠感や味覚・嗅覚がない等の体調異常の自覚症状がある場合には自宅待機とし、この自宅待機者数を日々管理するとともに、WEB会議等を活用して事業所間の出張を制限するなど、新型コロナウイルス感染防止対策の実施を徹底いたしました。また、多人数による会食の原則禁止や感染の恐れの高い施設の利用を原則禁止とするなど、公衆衛生上の遵守事項を定めて徹底をはかり、日常業務を通しての製パン業界としての使命の達成に全力を挙げて取り組んでまいりました。

このような状況の中で、当社は、食パンにおいてヤマザキの技術により科学的根拠の上に立った品質向上に取り組むとともに、菓子パンの主力製品にルヴァン種等を活用した品質向上をはかり、また女性製品開発担当者を活用して市場動向に即応した新製品開発を推進するなど、営業・生産が一体となった部門別製品施策・営業戦略、小委員会による「なぜなぜ改善」を推進しました。さらに、昨年9月以降、新型コロナウイルス感染防止対策の上に行う業績向上対策として、いのちの道の教えとピーター・ドラッカー博士の5つの質問を連動させる「our mission, my mission」、「my mission, his mission」の経営手法を見出し、着実な業績向上対策の実践、実行、実証へと舵を切りかえました。

デイリーヤマザキのコンビニエンスストア事業につきましては、ヤマザキパンの営業部門の最前線にある小売事業として日次管理・週次管理の経営手法を導入し日々の仕事の精度を高めてまいりました。また、デイリーヤマザキ

の商品部と生産各部合同の週次商品施策・営業戦略小委員会等を通して当社グループ商品の充実をはかり、デイリーヤマザキ一店一店の課題に着実に取り組むとともに、店舗改装を計画的に実施し、デイリーホットの導入や店舗レイアウトの改善など、地域に密着したヤマザキらしい店舗づくりに取り組みました。

当期の業績につきましては、連結売上高は1兆147億41百万円（対前期比95.6%）、連結営業利益は174億38百万円（対前期比70.2%）、連結経常利益は197億34百万円（対前期比71.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は69億56百万円（対前期比50.2%）となりました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しい状況が続く中、広告宣伝費等のコスト削減につとめましたものの、コンビニエンスストアチェーンとの取引減少やフレッシュベーカーリー等小売業の売上減少もあり減収減益となりました。

当社グループの事業別の概況は次のとおりであります。

【食品事業】

食パンの売上高は956億円（対前期比99.0%）で、主力の「ロイヤルブレッド」が大きく伸長し、「ダブルソフト」が好調に推移するとともに、ルヴァン種を使用し乳酸菌を配合した「ふんわり食パン」が寄与しましたが、サンドイッチの需要減少によりサンドイッチ用食パンの売上が大きく減少し、前期の売上を下回りました。

菓子パンの売上高は3,407億65百万円（対前期比94.3%）で、「ルヴァンバターロール」などの食卓ロールや「塩バターフランスパン」などのハードロールが伸長するとともに、値頃感

のある複数個入り製品の「ベイクワン」シリーズや新たな取組みであるチルド菓子パンの「フレンチクーラー」が寄与しましたが、コンビニエンスストア向け製品や㈱ヴィ・ド・フランス等のフレッシュベーカーリーの売上が大きく減少したこともあり、前期の売上を下回りました。

和菓子の売上高は706億98百万円（対前期比99.6%）で、主力の串団子が伸長するとともに、新製品の「あんずっしりどら焼」や新たな取組みであるチルド製品の「クリームたっぷり生どら焼」、「北海道チーズ蒸しケーキのとろけるぷりん」が寄与しましたが、コンビニエンスストア向けの蒸しパンや焼菓子が伸び悩み、前期の売上を若干下回りました。

洋菓子の売上高は1,398億48百万円（対前期比101.7%）で、高品質・高付加価値・高単価製品の寄与もあり主力の2個入り生ケーキが大きく伸長するとともに、「大きなツインシュー」などのシュークリームが好調に推移し、コンビニエンスストア向け製品が大きく伸長するなど、在宅需要の高まりもあり好調な売上となりました。

調理パン・米飯類の売上高は1,424億57百万円（対前期比88.5%）で、量販店を中心に拡販した「こだわりソースの焼きそばパン」や科学的根拠に基づき消費期限を延長した和紙包装のハンバーガーが好調に推移しましたが、主要販路であるコンビニエンスストアにおけるサンドイッチやおにぎり、弁当の需要減少により取引が減少したこともあり、前期の売上を下回りました。

製菓・米菓・その他商品類の売上高は1,628億6百万円（対前期比96.8%）で、ヤマザキビスケット㈱の「エアリアル」や㈱東ハトの「ポ

テコ」などのスナックが伸長しましたが、(株)不二家においてコンビニエンスストアへの売上が減少したことや、ヤマザキショップ向けの仕入商品の売上減少もあり、前期の売上を下回りました。

以上の結果、食品事業の売上高は9,521億78百万円（対前期比95.6%）、営業利益は185億82百万円（対前期比76.7%）となりました。

〔流通事業〕

デイリーヤマザキのコンビニエンスストア事業につきましては、パン、和洋菓子において高品質・高付加価値商品の開発に取り組むとともに、ヤマザキの技術を活かした冷凍パン生地を活用しデイリーホットの品揃えの強化をはかりました。

当期末の店舗数は、「デイリーヤマザキ」1,060店（15店減）、「ニューヤマザキデリーストア」346店（6店減）、「ヤマザキデリーストア」14店（2店減）、総店舗数1,420店（23店減）となりました。

以上の結果、流通事業の売上高は、来店客数の減少に加え店舗数の減少もあり493億50百万円（対前期比91.9%）、営業損失は38億92百万円（前期は16億39百万円の営業損失）となりました。

〔その他事業〕

その他事業につきましては、売上高は132億13百万円（対前期比112.3%）、営業利益は23億65百万円（対前期比125.5%）となりました。

事業別売上高

（単位：百万円）

事業	当期	前期	前期比
食品事業	952,178	995,681	95.6%
食パン	95,600	96,578	99.0%
菓子パン	340,765	361,471	94.3%
和菓子	70,698	70,987	99.6%
洋菓子	139,848	137,459	101.7%
調理パン・米飯類	142,457	160,917	88.5%
製菓・米菓・その他商品類	162,806	168,267	96.8%
流通事業	49,350	53,702	91.9%
その他事業	13,213	11,768	112.3%
合計	1,014,741	1,061,152	95.6%

2. 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は380億56百万円（リース資産投資17億91百万円を含む。）で、主要な設備投資といたしましては、各工場において生産能力増強を目的とした設備投資を実施しました。

3. 資金調達の状況

当期中に増資あるいは社債発行等による資金調達は行っておりません。

4. 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、わが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、本年1月に緊急事態宣言が再発令される中で、新型コロナウイルスのワクチンの接種が開始されますが、景気は先行き不透明な状況が続き、個人消費の低迷は長期化するものと予測されます。

当業界におきましては、外出自粛や在宅勤務により消費行動が変化する中で、節約志向が更に強まり販売競争が一段と激化するとともに、コンビニエンスストアやフレッシュベーカーリー等の小売業においては売上が伸び悩むなど、経営環境は厳しさを増すものと思われま

す。このような状況下にあります。当社グループは、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策の上に行う、いのちの道の教えとピーター・ドラッカー博士の5つの質問を連動させる

「our mission, my mission」、 「my mission, his mission」 の、より精度の高い経営手法により、価値感のある製品や健康志向の製品を開発する一方で、女性製品開発担当者を活用し市場動向に即応した新製品を投入するなど、営

業・生産が一体となった部門別製品施策・営業戦略を推進し、変化するお客様のニーズを的確に捉え、新しい生活様式に対応した製品とサービスを提供すべく、前向きに取り組んでまいります。デイリーヤマザキ事業やフレッシュベーカーリー事業におきましても、お客様のニーズを的確に捉え、日次管理・週次管理の経営手法に徹底して取り組み、問題課題を積極的に解決し、着実に業績回復をめざしてまいります。

次期の部門別製品施策・営業戦略は次のとおりであります。

〔食品事業〕

食パンは、科学的根拠の上に立ったヤマザキの技術を活用し、3大ブランドの「ロイヤルブレッド」、「ダブルソフト」、「超芳醇」を中心に品質訴求と売場づくりを推進するとともに、節約志向に即応した「モーニングスター」の取扱拡大を強化してまいります。また、ルヴァン種を活用して減塩食パンや糖質ひかえめ食パンの開発を進めるなど「おいしい健康志向」の取組みを推進してまいります。

菓子パンは、引き続きルヴァン種を活用した品質向上と新製品開発を推進するとともに、「ベイクワン」シリーズなど価値感のある製品の売場づくりを推進し売上拡大をはかってまいります。主力のランチパックにつきましては、ランチパック用食パンの品質向上に取り組み売上回復をはかるとともに、チルド菓子パンの新製品開発に積極的に取り組んでまいります。

和菓子は、新規製法の「あん」を活用した高品質・高付加価値の製品開発に取り組むとともに、チルド対応製品や和洋折衷製品の開発に取り組んでまいります。

洋菓子は、2個入り生ケーキに高品質・高付加価値製品を計画的に投入し売上拡大をはかるとともに、主力の「まるごとバナナ」の売上回復をはかってまいります。また「プレミアムスイーツ」シリーズの品質向上に取り組み、取扱拡大をはかってまいります。さらに、女性製品開発担当者による積極的な新製品開発を推進し、コンビニエンスストア向け製品も含め充実強化をはかってまいります。

調理パン・米飯類は、変化する消費者のニーズを捉えた製品開発と製品提案を積極的に推進し、量販店やコンビニエンスストアチェーンとの取引強化をはかるとともに、調理麺につきましては、超多加水設備を活用した製品開発に取り組み、販路の拡大につとめてまいります。

製菓・米菓・その他商品類は、グループ各社の特徴のある製品群を活用したカテゴリー別のブランド戦略を推進し売上拡大をはかってまいります。

〔流通事業〕

デイリーヤマザキのコンビニエンスストア事業につきましては、ヤマザキパンの営業部門の最前線にある小売事業として21世紀のヤマザキの前進する道を切り開く、お客様に喜ばれるヤマザキ独自のコンビニエンスストアチェーンとして、日次管理・週次管理の経営手法に徹して、新しい価値と新しいサービスの提供につとめ、新たな需要を創造してまいります。デイリーヤマザキの強みであるデイリーホットにつきましては、体制強化により新設したデイリーホット事業部を核として、魅力ある新商品開発を推進するとともに、新型コロナウイルス感染拡大による市場環境の変化の中でありますが、地域のお客様に喜んでいただけるヤマザ

キらしいコンビニエンスストアチェーンづくりの推進に全力を挙げて挑戦してまいります。

今後、一段と厳しさが増す経営環境に耐えぬくことができる企業体質の強化をはかり、業績の向上に向けてグループ一丸となって努力してまいりますので、株主各位のなお一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げる次第でございます。

5. 財産および損益の状況の推移

区分 \ 期別	第70期 (2017年1月1日から 2017年12月31日まで)	第71期 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)	第72期 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)	第73期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)
売上高(百万円)	1,053,164	1,059,442	1,061,152	1,014,741
経常利益(百万円)	32,143	26,629	27,621	19,734
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	25,106	13,534	13,858	6,956
1株当たり当期純利益	114円41銭	62円17銭	63円75銭	32円00銭
総資産(百万円)	747,322	728,878	728,149	714,443
純資産(百万円)	345,742	342,553	358,416	362,383

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第72期から適用しており、第71期の総資産については、当該会計基準を遡及した後の額としております。

6. 重要な子会社および関連会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社不二家	18,280百万円	54.1%	洋菓子、チョコレート、キャンディ、クッキー等の製造および販売
株式会社サンデリカ	2,000百万円	100.0%	調理パン、米飯類等の製造および販売
ヤマザキビスケット株式会社	1,600百万円	80.0%	ビスケット、スナック等の製造および販売
株式会社東ハト	2,168百万円	95.4%	ビスケット、スナック等の製造および販売
株式会社ヴィ・ド・フランス	480百万円	100.0%	ベーカリーカフェの経営
株式会社イケダパン	1,250百万円	80.0%	パン、和・洋菓子、米飯類等の製造および販売
大徳食品株式会社	100百万円	100.0%	麺類の製造および販売
ヴィ・ド・フランス・ヤマザキ, Inc. (米国)	5,000千US\$	100.0%	ベーカリー製品の製造および販売 ならびにベーカリーカフェの経営

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ヴィ・ディー・エフ・サンロイヤル	236百万円	100.0%	パン用冷凍生地 ^の 製造および販売ならびにインスタベーカー ^の 経営
株式会社サンキムラヤ	100百万円	100.0%	パン、和・洋菓子、米飯類 ^の の製造および販売
株式会社スリーエスフーズ	480百万円	100.0%	パン ^の の製造および販売
株式会社高知ヤマザキ	100百万円	100.0%	パン、和・洋菓子 ^等 の製造および販売
株式会社末広製菓	100百万円	100.0%	米菓、調理パン、米飯類 ^等 の製造および販売
株式会社ヤマザキ物流	300百万円	100.0%	物流事業
株式会社サンロジスティックス	380百万円	100.0%	物流事業
株式会社ヤマザキエンジニアリング	80百万円	100.0%	食品製造設備 ^の 設計、監理および工事 ^の 請負

- (注) 1. 当社は、2020年2月18日付で㈱不二家の普通株式42,200株を追加取得し、議決権比率は54.1%となりました。
2. 大徳食品㈱は、㈱サンデリカ全額出資の子会社であり、当社の議決権比率は間接所有割合であります。
3. ㈱サンロジスティックスは、当社と㈱ヤマザキ物流がそれぞれ50%ずつ出資しており、当社の議決権比率は間接所有を含む割合であります。
4. 連結子会社は、上記重要な子会社16社を含む30社であります。

(2) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日糧製パン株式会社	1,051百万円	30.2%	パン、和・洋菓子、米飯類 ^等 の製造および販売

- (注) 1. 当社は、2020年5月21日付で日糧製パン㈱の普通株式30,000株を追加取得し、議決権比率は30.2%となりました。
2. 日糧製パン㈱は3月決算であるため、当社の議決権比率は、同社の2020年9月30日現在の議決権数を基に算出しております。

7. 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

(1) 食品事業

食パン、菓子パン、和菓子、洋菓子、調理パン・米飯類、製菓・米菓の製造および販売ならびにその他仕入商品の販売

(2) 流通事業

コンビニエンスストア事業

(3) その他事業

物流事業、食品製造設備の設計・監理および工事の請負、事務受託業務およびアウトソーシング受託

8. 主要な事業所等 (2020年12月31日現在)

(1) 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
松 戸 工 場	千葉県松戸市	大 阪 第 一 工 場	大阪府吹田市
千 葉 工 場	千葉県千葉市	神 戸 工 場	兵庫県神戸市
武 蔵 野 工 場	東京都東久留米市	大 阪 第 二 工 場	大阪府松原市
埼 玉 工 場	埼玉県所沢市	阪 南 工 場	大阪府羽曳野市
杉 並 工 場	東京都杉並区	京 都 工 場	京都府宇治市
横 浜 第 一 工 場	神奈川県横浜市	名 古 屋 工 場	愛知県名古屋市
横 浜 第 二 工 場	神奈川県横浜市	安 城 工 場	愛知県安城市
古 河 工 場	茨城県古河市	岡 山 工 場	岡山県総社市
伊 勢 崎 工 場	群馬県伊勢崎市	広 島 工 場	広島県広島市
仙 台 工 場	宮城県柴田郡	福 岡 工 場	福岡県古賀市
新 潟 工 場	新潟県新潟市	熊 本 工 場	熊本県宇城市
十 和 田 工 場	青森県十和田市	安城冷生地事業所	愛知県安城市
札 幌 工 場	北海道恵庭市	神戸冷生地事業所	兵庫県神戸市

(2) 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
株式会社不二家	東京都文京区	株式会社ヴィ・ディー・エフ・サンロイヤル	埼玉県春日部市
株式会社サンデリカ	東京都千代田区	株式会社サンキムラヤ	山梨県甲府市
ヤマザキビスケット株式会社	東京都新宿区	株式会社スリーエスフーズ	京都府久世郡
株式会社東ハト	東京都豊島区	株式会社高知ヤマザキ	高知県高知市
株式会社ヴィ・ド・フランス	東京都江戸川区	株式会社末広製菓	新潟県新潟市
株式会社イケダパン	鹿児島県始良市	株式会社ヤマザキ物流	東京都清瀬市
大徳食品株式会社	奈良県大和郡山市	株式会社サンロジスティックス	埼玉県所沢市
ヴィ・ド・フランス・ヤマザキ, Inc.	米国ヴァージニア州	株式会社ヤマザキエンジニアリング	東京都千代田区

(3) 関連会社

名 称	所 在 地
日糧製パン株式会社	北海道札幌市

9. 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
男 性	22,144名	256名増
女 性	7,099名	263名増
合 計	29,243名	519名増

(注) 上記の従業員数には、パートタイマー、アルバイトなどの臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	17,831百万円
株式会社三井住友銀行	17,582百万円

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 217,391,253株（自己株式2,891,607株を除く。）
- (3) 株主数 19,548名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
飯島興産株式会社	18,777千株	8.6%
公益財団法人飯島藤十郎記念食品科学振興財団	12,500千株	5.7%
株式会社日清製粉グループ本社	11,062千株	5.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,822千株	4.9%
三菱商事株式会社	9,849千株	4.5%
住友商事株式会社	9,355千株	4.3%
丸紅株式会社	8,165千株	3.7%
明治安田生命保険相互会社	6,501千株	2.9%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,740千株	2.6%
株式会社みずほ銀行	3,946千株	1.8%
株式会社三井住友銀行	3,946千株	1.8%

(注) 持株比率は、自己株式（2,891,607株）を控除して算出しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
飯島延浩	代表取締役社長		株式会社不二家取締役相談役
飯島佐知彦	取締役副社長	生産、食品安全衛生管理、中央研究所、デイリーヤマザキ事業、購買、施設担当	
飯島幹雄	取締役副社長	総務、人事、関係会社管理・業務支援室担当	株式会社東ハト代表取締役社長 B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社社外取締役
横濱通雄	専務取締役	経理、財務担当	
会田正久	専務取締役	総務、総合クリエイションセンター担当 総務本部長	
犬塚勇	専務取締役	営業担当 営業統括本部長	
関根治	専務取締役	広域流通営業担当	
深澤忠史	専務取締役	生産、食品安全衛生管理、中央研究所担当 生産統括本部長	
園田誠	常務取締役	人事担当	
荘司芳和	取締役	購買本部長	
吉田谷良一	取締役	生産管理本部長兼生産統括本部生産企画本部長兼生産企画部長 生産統括本部和菓子本部・洋菓子本部担当	ミヨシ油脂株式会社取締役 日糧製パン株式会社取締役
山田裕樹	取締役	人事本部長	
荒川弘	取締役	経理本部長兼財務部長	
島田秀男	取締役		三井住友カード株式会社特別顧問 コナミホールディングス株式会社社外監査役

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
畑江敬子	取締役		お茶の水女子大学名誉教授
大本一弘	常勤監査役		
松田道弘	常勤監査役		
佐藤健司	常勤監査役		
齋藤昌男	監査役		弁護士
馬場久萬男	監査役		公益財団法人食品等流通合理化促進機構代表理事会長

- (注) 1. 取締役の島田秀男氏および畑江敬子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役の松田道弘氏ならびに監査役の齋藤昌男氏および馬場久萬男氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役の島田秀男氏および畑江敬子氏ならびに監査役の馬場久萬男氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
4. 当社は、取締役の島田秀男氏および畑江敬子氏ならびに監査役の齋藤昌男氏および馬場久萬男氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 常勤監査役の大本一弘氏は、当社の経理部門および内部監査部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 常勤監査役の松田道弘氏は、金融機関（銀行、ベンチャーキャピタル）における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 上記の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	15名	591百万円
監査役	6名	111百万円
合計 (うち社外役員)	21名 (5名)	702百万円 (88百万円)

- (注) 1. 上記の人数および報酬等の額には、2020年3月27日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の額には、当期に係る役員退職慰労引当金繰入額等が含まれております。

(3) 社外役員の子な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	島 田 秀 男	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に金融機関での経験に基づき企業経営の観点から発言を行っております。
取 締 役	畑 江 敬 子	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に食品安全衛生管理や調理科学の専門的見地から発言を行っております。
常 勤 監 査 役	松 田 道 弘	当期開催の取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、主に金融機関での経験に基づき企業経営の観点から発言を行っております。
監 査 役	齋 藤 昌 男	当期開催の取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	馬 場 久 萬 男	当期開催の取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、主に食品産業に関する専門的見地から発言を行っております。

(注) 当社は、2020年3月30日付で、消費者庁から、当社札幌工場が製造し北海道内で販売した食パンの一部商品について、食品表示法に基づく「指示」および不当景品類及び不当表示防止法に基づく「措置命令」を受けました。各社外役員は、平素から取締役会等において法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該違反行為が判明後には、原因究明および再発防止策等に関して助言を行うなど、その職責を果たしております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
双研日栄監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	118百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	134百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等が含まれております。

2. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、(株)不二家、ヤマザキビスケット(株)、(株)東ハトおよびヴィ・ド・フランス・ヤマザキ、Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が、会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役会で決議した業務の適正を確保するための体制は下記のとおりであります。

記

当社は、21世紀の事業環境と社会の変化に対応するため、「企業経営を通じて社会の進展と文化の向上に寄与することを使命とし、自主独立の協力体制を作り、もって使命達成に邁進する」という顧客本位の精神で、潜在需要に着目しイノベーション（技術革新）によって需要を創造するという、前向き積極的なピーター・ドラッカー博士の経営理論に導かれる山崎製パン株式会社の「経営基本方針（綱領および具体方針）」を改めて高く掲げると同時に、これを補完するものとして、「日々、お取引先からご注文いただいた品は、どんな試練や困難に出会うことがあっても、良品廉価、顧客本位の精神でその品を製造し、お取引先を通してお客様に提供する」という、新しいヤマザキの精神に導かれ、科学的根拠の上に立った食品安全衛生管理体制の上に築き上げる科学的・合理的・効率的な事業経営手法として、生命の道の教えに従ったすべての仕事を種蒔きの仕事から開始する部門別製品施策・営業戦略、小委員会による「なぜなぜ改善」を実践、実行、実証することで、新しい価値と新しい需要を創造し、社会の負託に応え社業を前進させることを21世紀のヤマザキの経営方針といたします。

事業経営の具体的遂行に当たっては、経営陣、管理職は、本物の5S・全員参加の5Sとピーター・ドラッカー博士の5つの質問を連動させる「2本立ての5S」を行うとともに、生命の道の教えに従った部門別製品施策・営業戦略をピーター・ドラッカー博士の5つの質問と連動させ、「私たちの使命は何ですか」（What is our mission?）と問うだけでなく「私の使命は何ですか」（What is my mission?）と問い、生産部門・営業部門一体となった業務を推進するとともに、内部管理体制を充実・強化して、各部門毎の自主独立の協力体制を構築いたします。また、「良品廉価・顧客本位の精神で品質と製品、サービスをもって世に問う」というヤマザキの精神と「知恵と知識によって変化に挑戦し、新しい価値と新しい需要を創造する」という生命の道を導く言葉によって日々の仕事の実践、実行、実証に励み、業績の着実な向上を期してまいります。当社は、この21世紀のヤマザキの経営方針に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）を定め、実効性のある効率的な運用をはかってまいります。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社および当社子会社の取締役および使用人は、21世紀のヤマザキの経営方針に則り、法令および各社の定款、取締役会規則、就業規則その他社内規則（以下総称して「定款等」という。）に従って職務を執行するものとする。
 - (2) 当社および当社子会社の取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、当社は社外取締役を置き、取締役会の監督機能の充実をはかり、経営の健全性と透明性の向上をめざす。
 - (3) 当社および当社子会社は、監査役制度を採用し、監査役会設置会社においては監査役の半数以上を社外監査役とするとともに、監査役会の監査体制の強化をはかり、経営の健全性と透明性の向上をめざす。
 - (4) 当社は社長直属の監査室を設置し、当社および当社子会社の業務が21世紀のヤマザキの経営方針に則り、法令および各社の定款等に従って適正に行われているかを監査する。
 - (5) 当社は、本社に食品安全衛生管理本部を設置し、また、同本部管轄の食品衛生管理センター分室および食品品質管理センター分室を当社の各工場に設置し、細菌面、製品表示面、異物混入防止対策面を含む「食の安全・安心」について科学的な管理手法をもって管理するとともに、食品衛生法および食品表示法などの関係法令の周知をはかり、法令遵守を徹底する。また、当社子会社は、それぞれ当社と同様の食品安全衛生管理体制を構築するものとし、当社は当社子会社に対して体制整備の指導を行う。
 - (6) 当社は、本社にフェア・トレード・センターを設置し、また、同センター管轄のフェア・トレード・センター分室を当社の各工場に設置し、営業取引および下請取引を点検し適正化を推進するとともに、当社子会社に対して独占禁止法などの関係法令の周知をはかり、法令遵守を徹底する。

- (7) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社および当社子会社を対象とした社内通報・相談制度（ヤマザキグループ コンプライアンス ホットライン）を適切に整備・運営し、不正行為の未然防止をはかるとともに、当社および当社子会社における職務の執行に関してコンプライアンス上の問題が発生した場合は速やかに同委員会に付議し、同委員会の指示に基づき是正措置を講じる。
 - (8) 当社および当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、企業の社会的責任および企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係遮断の取組みを推進する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は、法令および社内規則に従って株主総会、取締役会、常務会等重要な会議の議事録、取締役を最終決裁者とする稟議書その他取締役の職務の執行に係る重要な文書（電磁的記録を含む。）を保存し、管理する。
 - (2) 当社は、各文書の管理責任者を定め、法令および社内規則に従って閲覧可能な状態を維持する。
 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社および当社子会社は、食品企業グループとして、「食の安全・安心」を確保する体制を基盤とし、科学的根拠に基づく徹底した食品安全衛生管理体制を構築する。製品の安全性確保のため、全社的な食品安全衛生管理組織により細菌面、製品表示面における日々の管理の万全を期するとともに、A I B（American Institute of Baking）の「国際検査統合基準」に基づく教育指導・監査システムを活用し、異物混入防止対策を含む総合的な食品安全衛生管理を推進する。また、当社は、食品安全衛生管理本部ならびに中央研究所の機能の充実強化をはかり、行政機関、国内外の研究機関および原材料の納入業者等と密接に連携して食品の安全情報を的確に捉え、科学的なリスク分析・評価に基づいて食品事故の未然防止のために必要な措置を講じる。
 - (2) 当社および当社子会社の火災、地震、交通事故等の業務遂行上の様々なリスクに対応するために、子会社を含めたリスク管理規程を定め、当社および当社子会社のリスクを管理する体制を整備するとともに、当社および当社の主要な子会社においてリスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価および対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じる。
 - (3) 当社および当社子会社において重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合、緊急事態における食品企業としての使命を全うするため、ヤマザキの精神に則り、リスク管理規程に準拠して、当社または当該子会社において対策本部を設置し、情報収集ならびに対応策の検討、決定および実施などにより迅速に対処する。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社および当社子会社の取締役は、代表取締役の指揮・監督のもと、取締役会で定められた担当および職務の分担に従い、職務を執行する。
 - (2) 当社および当社子会社の取締役は、担当部門毎に自主独立の協力体制を整備し、組織としての使命を明確にするとともに具体的な目標を定め、これを効率的に達成するための必要な事業計画を策定し、実践、実行、実証する。
 - (3) 当社の取締役は、生命の道の教えに従い、すべての仕事を仕事の種蒔きから始める部門別製品施策・営業戦略、小委員会による「なぜなぜ改善」の実践、実行、実証に徹し、科学的根拠をもった合理的な経営手法により業務を効率的に推進する。また、当社子会社においても、同様の経営手法を順次導入し、当社および当社子会社一体となって事業を推進する。
 - (4) 当社および当社子会社の取締役は、経営環境の変化に機敏に対応して、常務会または経営会議等の会議において適宜協議し、機動的に経営課題に対する方向付けを行い、それを取締役に諮り、的確かつ迅速な意思決定を行うことによって経営の効率化をはかる。
 - (5) 当社および当社の主要な子会社において、必要に応じて執行役員制度を活用し、職務執行体制の充実強化をはかる。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、関係会社管理規程を定め、これに基づいて当社子会社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について、当社の関係管理部門またはその他の関連部門に報告することを求める。なお、当該報告を受けた当社の関係管理部門またはその他の関連部門は、必要に応じて当社経営陣に速やかに報告し、特に重要な事項については当社の常務会に報告し、または当社の常務会において審議するものとする。
 - (2) 当社および当社子会社は、財務報告の信頼性確保のため、当社の定める「財務報告に係る内部統制の評価方針」に従い、財務報告に係る内部統制を整備し適切に運用する。
 - (3) 当社子会社は、本基本方針を踏まえつつ、各社毎に自主独立の経営体制を整備し、それぞれ主体性をもって適切な管理体制を構築する。
 - (4) 当社の海外子会社は、本基本方針を踏まえつつ、当該子会社が所在する国および地域における法制、商慣習その他の実務慣行等に配慮して、適切な管理体制を構築する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人として専従者を配置する。

- (2) 監査役室員は、経理・財務部門または内部監査部門から監査業務の補助者として必要な知識と経験を有する者を任命する。
 - (3) 監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室員は監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。
 - (4) 監査役室員の任命・異動については、事前に常勤監査役の同意を得る。
7. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人（以下「当社グループの役職員」という。）またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、取締役会の他、常務会等の重要な会議（重要な子会社の取締役会を含む。）に出席し、当社および当社子会社の取締役および執行役員等重要な職位にある使用人から職務の執行状況を聴取する。
 - (2) 当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、下記の事項が発生した場合、速やかに監査役に報告する。
 - ①職務の執行において、法令および定款に違反する行為があったとき
 - ②重大事故が発生したとき
 - ③当社および当社子会社に多額の損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
 - ④その他当社および当社子会社の信用を毀損するおそれのある事実を発見したとき
 - (3) 監査役が特定の案件について報告を求めた場合、当社グループの役職員は迅速に調査し報告する。
 - (4) 当社の内部統制を担当する取締役は、子会社を含めた内部統制状況について定期的に監査役に報告する。
 - (5) 当社のコンプライアンス委員会は、子会社を含めた社内通報・相談制度により収集された情報を、定期的に監査役に報告する。
 - (6) 当社および当社子会社の監査役連絡会を定期的に開催し、当社子会社の監査役は当社の監査役に子会社の監査状況等を報告する。
 - (7) 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受け監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役が、その職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、各担当部門において協議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
 - (2) 監査役と取締役との定期的な意見交換の場として、3か月毎に連絡会議を開催する。

- (3) 監査役は、会計監査人および監査室と定期的に連絡会を開催し、会計監査および内部監査の結果に基づき意見を交換する。
- (4) 監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部の専門家の意見を聴取する。

以上

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

記

1. 山崎製パン株式会社「経営基本方針（綱領および具体方針）」の改定の周知

当社は、2020年8月4日開催の取締役会で「経営基本方針（綱領および具体方針）」の一部改定を決議し、当社および子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知徹底をはかりました。

2. 21世紀のヤマザキの経営方針の周知

当社は、「21世紀のヤマザキの経営方針」の趣旨および内容等につきまして、当社および子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知徹底をはかりました。

3. 食品安全衛生管理体制

当社グループは、従来から全社的組織で取り組んでおります細菌面における食品衛生管理システム、表示の適正管理システムに加え、A I B (American Institute of Baking) の「国際検査統合基準」に基づく教育指導・監査システムを活用し、異物混入防止対策を含む科学的根拠に立った総合的な食品安全衛生管理体制を整備し運用しております。当社グループは、一般社団法人日本パン技術研究所によるA I Bフードセーフティ監査を受けるとともに、自主監査によって各工場の食品安全衛生管理体制の充実強化をはかっております。また、当社の食品衛生管理センターが要注意製品群を定め、定期的な製品の市場買付による細菌検査を通じて安全性の検証を行うとともに、当社の食品安全衛生管理本部の食品衛生管理課が専任の部署として、製品表示のチェックシステムにより原材料の成分管理やアレルゲン表示管理を含め製品表示の管理徹底をはかっております。

4. リスク管理体制

当社グループは、「山崎製パングループリスク管理規程」に基づき、リスクを事業経営上または業務遂行上の対処すべき課題・問題として捉え、リスクに対処するためのあるべき姿を求めて努力を傾注するものとし、実際にリスクが発生した場合は、現地対策本部および本社対策本部を設置し、迅速な被害拡大防止策および事態収拾策を実施するとともに、本社対策本部門

の現地への派遣による正確な実態把握に基づいて、本質的な発生原因の究明と抜本的対策を実施する体制を整備しております。

また、定期的にはリスク管理委員会を開催し、当社グループを含めた主要な発生事案への対応や今後取り組むべき対策について協議を行うなど、損失の未然防止をはかっております。

当社は、食品企業として製品の安定供給を使命とし、新型コロナウイルス感染拡大による事業停止をリスクと捉え、マスクの着用やうがい、手洗い、アルコール消毒など日常的な対策の徹底はもとより、パート、アルバイトを含めた全従業員に対して検温を実施し、37.2℃以上の発熱がある者は自宅待機とすることに加え、発熱がない場合でも倦怠感や味覚・嗅覚がない等の体調異常の自覚症状がある場合には自宅待機とし、この自宅待機者数を日々管理するとともに、生活面においても、多人数による会食の原則禁止や感染の恐れの高い施設の利用を原則禁止とするなど、公衆衛生上の遵守事項を定め、感染防止対策の徹底をはかりました。

5. グループ管理体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社における食品安全衛生管理体制、職務執行体制、リスク管理体制の整備を進めるとともに、関係会社から当社に対し経営上の重要事項を定期的に報告せしめ、関係会社の重要案件について当社常務会において事前審議を行い、グループ管理の徹底をはかっております。

2020年6月に関係会社管理・業務支援室を設置するとともに、関係会社各社を担当する役付取締役を定め、関係会社の管理と業務支援を推進する体制といたしました。

また、毎月、経営小委員会「一水会」を開催し、社外取締役を含む当社経営陣と主要な子会社の経営陣が、子会社の課題に対する取組方針を協議し方向付けを行うなど適確な対応をはかっております。

6. コンプライアンス体制

当社は、管理職、監督職をはじめとする階層別研修を通じ、コンプライアンスについて従業員の教育、啓発を実施するとともに、各部署の研修、会議等を通じ、業務に関連する法令等について遵守の徹底をはかっております。また、当社および子会社を対象とした社内通報・相談制度（ヤマザキグループ コンプライアンス ホットライン）を整備し、従業員への制度の周知と利用環境の整備につとめ適切に運用しております。ホットラインの運用状況については、四半期毎に開催する取締役と監査役の連絡会で報告しております。

また、「山崎製パングループコンプライアンス規程」に基づき、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、当社グループの各部門のコンプライアンス上の重点課題および取組方針について協議・検討を行っております。

当社は、2020年3月30日付で、消費者庁から食品表示法に基づく「指示」および不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に基づく「措置命令」を受けました。

これは、当社札幌工場が製造し北海道内で販売した食パンの一部商品に関し、原材料の配合が異なる他の食パン生地を使用し製造したことにより、食品表示基準に違反する表示をして販売したことから食品表示法第6条第1項の規定に基づく指示を受けるとともに、それらのうち一部商品の容器包装において、景品表示法第5条第1号の規定に違反する、一般消費者に対し実際のものより著しく優良であると示す表示をしたことから、景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けたものであります。

当社は、札幌工場の食パンにおいて、社内調査で食品表示上の問題があることが確認されたため、直ちに是正し、その原因を徹底調査するとともに抜本的対策を実施し、消費者庁に自主申告しておりましたところ、消費者庁ならびに公正取引委員会の調査を経て、指示および措置命令になったものであります。

当社は、今回の指示および措置命令の内容を真摯に受け止め、指示および措置命令の内容ならびに再発防止措置の内容を役員および従業員に周知徹底するとともに、生産管理体制の強化や外部有識者による不適正表示に関する講習会の定期開催など再発防止に取り組みました。

7. 監査役への報告体制

当社の監査室は、内部監査計画に基づき、定期的に当社および子会社の監査を実施し、その結果を監査役に報告しております。また、四半期毎に取締役と監査役の連絡会を開催し、各部門の状況を報告し意見交換を行うとともに、半期毎に社外取締役が出席し、総務担当取締役から内部管理状況の報告を行っております。さらに、監査役と会計監査人の連絡会および監査役と監査室の連絡会をそれぞれ四半期毎に開催するとともに、当社および子会社の監査役の連絡会を半期毎に開催し、子会社を含めた監査状況を確認しております。

以 上

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	256,255	流動負債	216,962
現金及び預金	108,588	支払手形及び買掛金	75,466
受取手形及び売掛金	112,639	短期借入金	50,716
商品及び製品	11,966	リース債務	1,499
仕掛品	788	未払法人税等	6,179
原材料及び貯蔵品	10,442	未払費用	40,079
その他	12,212	賞与引当金	4,571
貸倒引当金	△ 382	販売促進引当金	1,232
固定資産	458,188	資産除去債務	1
有形固定資産	315,572	その他の他	37,214
建物及び構築物	103,467	固定負債	135,098
機械装置及び運搬具	84,528	長期借入金	16,601
工具、器具及び備品	8,362	リース債務	2,879
土地	110,593	役員退職慰労引当金	4,072
リース資産	3,923	環境対策引当金	1
建設仮勘定	4,697	退職給付に係る負債	100,222
無形固定資産	21,481	資産除去債務	4,744
のれん	12,030	その他の他	6,575
その他	9,451	負債合計	352,060
投資その他の資産	121,134	(純資産の部)	
投資有価証券	68,442	株主資本	314,684
長期貸付金	824	資本金	11,014
退職給付に係る資産	378	資本剰余金	9,660
繰延税金資産	25,409	利益剰余金	299,251
その他	28,747	自己株式	△ 5,241
貸倒引当金	△ 2,668	その他の包括利益累計額	15,802
資産合計	714,443	その他有価証券評価差額金	25,168
		土地再評価差額金	99
		為替換算調整勘定	91
		退職給付に係る調整累計額	△ 9,556
		非支配株主持分	31,896
		純資産合計	362,383
		負債純資産合計	714,443

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,014,741
売上原価		661,123
売上総利益		353,618
販売費及び一般管理費		336,180
営業利益		17,438
営業外収益		
受取利息	107	
受取配当金	1,210	
貸借収入	917	
持分法による投資利益	402	
その他の営業外収益	1,283	3,921
営業外費用		
支払利息	653	
貸借費用	337	
為替差損	240	
その他の営業外費用	394	1,625
経常利益		19,734
特別利益		
固定資産売却益	85	
助成金収入	113	
投資有価証券売却益	69	
その他	5	273
特別損失		
固定資産除売却損	1,630	
減損損失	1,276	
臨時休業等関連損失	456	
その他	237	3,601
税金等調整前当期純利益		16,406
法人税、住民税及び事業税	9,160	
法人税等調整額	△ 737	8,423
当期純利益		7,983
非支配株主に帰属する当期純利益		1,026
親会社株主に帰属する当期純利益		6,956

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,014	9,667	296,642	△5,241	312,082
当期変動額					
剰余金の配当			△ 4,347		△ 4,347
親会社株主に帰属する当期純利益			6,956		6,956
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 6			△ 6
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 6	2,608	△ 0	2,602
当 期 末 残 高	11,014	9,660	299,251	△5,241	314,684

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	28,652	99	60	△13,639	15,171	31,162	358,416
当期変動額							
剰余金の配当							△ 4,347
親会社株主に帰属する当期純利益							6,956
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△ 6
自己株式の取得							△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,484	—	31	4,083	630	734	1,364
当 期 変 動 額 合 計	△ 3,484	—	31	4,083	630	734	3,966
当 期 末 残 高	25,168	99	91	△ 9,556	15,802	31,896	362,383

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 30社

主要な会社の名称

(株)不二家、(株)サンデリカ、ヤマザキビスケット(株)、(株)東ハト、(株)ヴィ・ド・フランス、(株)イケダパン、大徳食品(株)、ヴィ・ド・フランス・ヤマザキ、Inc.、(株)ヴィ・ディー・エフ・サンロイヤル、(株)サンキムラヤ、(株)スリーエスフーズ、(株)高知ヤマザキ、ベイクワイズ ブランズ、Inc.、トム キャット ベーカリー、Inc.、(株)サンミックス、(株)末広製菓、(株)ヤマザキ、秋田いなふく米菓(株)、(株)ヤマザキ物流、(株)サンロジスティックス、(株)ヤマザキエンジニアリング、(株)ヤマザキクリーンサービス

(2) 非連結子会社の数 21社

主要な会社の名称 フォーリーブズ PTE.Ltd.

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社の名称 日糧製パン(株)、B-R サーティワンアイスクリーム(株)

連結計算書類の作成にあたっては、日糧製パン(株)は2020年9月30日現在の四半期財務諸表を使用しております。

(2) 持分法を適用しない関連会社等

主要な会社の名称 フォーリーブズ PTE.Ltd.

非連結子会社(21社)及び関連会社(1社)は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ヴィ・ド・フランス・ヤマザキ、Inc.、ベイクワイズ ブランズ、Inc.、トム キャット ベーカリー、Inc.の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

他の連結子会社は当社と同じ決算日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産

(イ) 製品、仕掛品・・・主として売価還元法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

(ロ) 原材料、商品・・・主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

(ハ) 貯蔵品・・・主として最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ・・・時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・主として定率法

ただし、コンビニエンスストア事業で使用する有形固定資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

また、ヴィ・ド・フランス・ヤマザキ, Inc.、ベイクワイズ ブランズ, Inc.、トム キャット ベーカーリー, Inc.は、定額法で償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 販売促進引当金

得意先に対する販売促進活動に係る費用の支出に備えるため、当連結会計年度の売上対応分を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員等の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規則（内規）に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用など環境対策の支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として16年）による定額法により、費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引等

ヘッジ対象・・・原材料輸入に係る外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

原材料輸入に係る為替変動リスクについてヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは原則として発生日以後20年以内で均等償却することとしておりますが、金額が僅少な のれんについては、発生した連結会計年度の損益として処理しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

日本では再度の緊急事態宣言が発令される等、新型コロナウイルス感染症の拡大については、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響は2021年度末までは継続するものと仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性にかかる会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性があり、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	897百万円
機械及び装置	0百万円
土地	1,658百万円
賃貸固定資産	1,178百万円
合計	3,735百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	1,732百万円
長期借入金	1,007百万円
合計	2,739百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 758,090百万円

3. 賃貸固定資産の減価償却累計額 2,353百万円

4. 保証債務

連結子会社以外の会社等の金融機関等からの借入等に対する債務保証
30百万円

5. 連結期末日は金融機関が休日のため、連結期末日満期手形が以下の科目に含まれております。

受取手形 3百万円
支払手形 355百万円
流動負債その他（設備関係支払手形） 529百万円

6. 土地の再評価

持分法適用関連会社が、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行っており、持分相当額を純資産の部に計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	220,282,860	—	—	220,282,860

2. 配当に関する事項

(1) 2020年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,347百万円
- ② 1株当たり配当額 20円
- ③ 基準日 2019年12月31日
- ④ 効力発生日 2020年3月30日

(2) 2021年3月30日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

- ① 配当金の総額 4,782百万円
- ② 1株当たり配当額 22円
- ③ 配当の原資 利益剰余金
- ④ 基準日 2020年12月31日
- ⑤ 効力発生日 2021年3月31日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に食品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日管理及び滞留残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、当社グループでは、各社が資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引や設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、持分法適用関連会社で実施している外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、決裁担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2)参照）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	108,588	108,588	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※)	112,639 △ 127		
	112,511	112,511	—
(3) 投資有価証券			
① 其他有価証券	50,243	50,243	—
② 関係会社株式	5,416	17,686	12,270
資産計	276,760	289,030	12,270
(1) 支払手形及び買掛金	75,466	75,466	—
(2) 短期借入金	40,825	40,825	—
(3) 未払費用	40,079	40,079	—
(4) 長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	26,492	26,496	4
負債計	182,864	182,868	4
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
 (2) ヘッジ会計が適用されているもの：該当するものではありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	12,782

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,520円24銭
 2. 1株当たり当期純利益 32円00銭

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		147,421	流動負債		142,577
現金及び預金	金形金	50,890	支店子掛録手形債	形務金	127
受取手形	金形金	14	買掛	入金債	2,671
売掛	品	77,207	短期借入金	長期借入金	52,342
商品及び製品	品	5,216	1年内返済予定の長期借入金	金務金	17,550
仕掛	品	106	未払戻金	金務金	6,016
原材料及び貯蔵品	品	4,823	未払消費税	等用金	450
前払費用	用	1,514	未払法人税等	金務金	4,143
短期貸付	金	363	未払消費税	費	4,220
未収入金	金	5,423	未払引当金	金務金	1,781
その他の金	他金	1,917	未償還債	金務金	30,388
貸倒引当金	金	△ 55	未償還債	金務金	8,466
			未償還債	金務金	3,395
固定資産		387,089	未償還債	金務金	1
有形固定資産		208,922	未償還債	金務金	6,304
建物	物	63,634	未償還債	金務金	215
構築物	物	4,440	未償還債	金務金	3,288
機械及び装置	具	47,016	未償還債	金務金	1,212
車両運搬具	品	3,965	未償還債	金務金	88,143
工具、器具及び備品	品	6,892	未償還債	金務金	6,016
土地	地	78,996	未償還債	金務金	1,074
建物	地	1,341	未償還債	金務金	70,590
建設仮勘定	定	2,635	未償還債	金務金	2,936
無形固定資産		5,416	未償還債	金務金	1
借地権	権	514	未償還債	金務金	3,231
ソフトウェア	ア	4,361	未償還債	金務金	4,293
リース資産	産	199	未償還債	金務金	
その他の資産	他	340	未償還債	金務金	
投資その他の資産		172,750	未償還債	金務金	
投資有価証券	券	50,648	未償還債	金務金	
関係会社長期貸付	付	82,578	未償還債	金務金	
長期前払費用	用	4,940	未償還債	金務金	
繰上延税引当金	産	1,251	未償還債	金務金	
貸倒引当金	産	14,962	未償還債	金務金	
敷金	産	8,312	未償還債	金務金	
差入保証金	金	8,185	未償還債	金務金	
その他の引当金	他金	2,507	未償還債	金務金	
	金	3,333	未償還債	金務金	
	金	△ 3,969	未償還債	金務金	
資産合計		534,510	負債合計		230,721
			(純資産の部)		
			株主資本		279,027
			資本金	金	11,014
			資本剰余金	金	9,676
			資本剰余金	金	9,664
			資本剰余金	金	12
			資本剰余金	金	263,578
			資本剰余金	金	2,753
			資本剰余金	金	260,825
			資本剰余金	金	6
			資本剰余金	金	500
			資本剰余金	金	615
			資本剰余金	金	251,380
			資本剰余金	金	8,323
			資本剰余金	金	△ 5,241
			資本剰余金	金	24,761
			資本剰余金	金	24,761
			純資産合計		303,789
			負債純資産合計		534,510

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		730,270
売上原価		492,234
売上総利益		238,036
販売費及び一般管理費		221,302
営業利益		16,734
営業外収益		
受取利息	103	
受取配当金	1,515	
貸入	1,566	
その他の営業外収益	1,246	4,432
営業外費用		
支払利息	317	
貸費用	508	
為替差損	240	
その他の営業外費用	324	1,391
経常利益		19,775
特別利益		
固定資産売却益	58	
投資有価証券売却益	59	
その他	5	122
特別損失		
固定資産除売却損	1,181	
減損損失	659	
関係会社株式評価損	3,656	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,124	
その他	64	6,685
税引前当期純利益		13,211
法人税、住民税及び事業税	6,420	
法人税等調整額	△ 696	5,723
当期純利益		7,488

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
						配 当 準 備 積 立 金	退 職 給 与 積 立 金	圧 縮 記 帳 積 立 金
当 期 首 残 高	11,014	9,664	12	9,676	2,753	6	500	619
当期変動額								
剰余金の配当								
圧縮記帳積立金の取崩								△ 3
別途積立金の積立								
当期純利益								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	—	△ 3
当 期 末 残 高	11,014	9,664	12	9,676	2,753	6	500	615

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 値 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計				
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	242,680	13,879	260,437	△5,241	275,887	28,280	304,167
当期変動額							
剰余金の配当		△ 4,347	△ 4,347		△ 4,347		△ 4,347
圧縮記帳積立金の取崩		3	—		—		—
別途積立金の積立	8,700	△ 8,700	—		—		—
当期純利益		7,488	7,488		7,488		7,488
自己株式の取得				△ 0	△ 0		△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△ 3,519	△ 3,519
当 期 変 動 額 合 計	8,700	△ 5,555	3,140	△ 0	3,140	△ 3,519	△ 378
当 期 末 残 高	251,380	8,323	263,578	△5,241	279,027	24,761	303,789

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品・・・・・・・・・・売価還元法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料、商品・・・・・・・・・・主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、コンビニエンスストア事業で使用する有形固定資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員等の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規則（内規）に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用など環境対策の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

日本では再度の緊急事態宣言が発令される等、新型コロナウイルス感染症の拡大については、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響は2021年度末までは継続するものと仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性にかかる会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性があり、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 538,258百万円 |
| 2. 賃貸固定資産の減価償却累計額 | 4,472百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| 子会社の金融機関からの借入に対する債務保証 | |
| ヴィ・ド・フランス・ヤマザキ, Inc. | 69百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 3,123百万円 |
| 長期金銭債権 | 381百万円 |
| 短期金銭債務 | 12,215百万円 |
| 長期金銭債務 | 20百万円 |
| 5. 期末日は金融機関が休日のため、期末日満期手形が以下の科目に含まれております。 | |
| 設備関係支払手形 | 165百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	23,353百万円
仕入高	75,803百万円
営業取引以外の取引高	4,407百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	2,891,566	41	—	2,891,607

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 41株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,118百万円
賞与引当金	1,035百万円
未払事業税等	389百万円
退職給付引当金	21,529百万円
関係会社株式評価損	3,562百万円
役員退職慰労引当金	895百万円
減損損失	684百万円
資産除去債務	986百万円
会員権評価損	470百万円
その他	1,372百万円
繰延税金資産小計	32,044百万円
評価性引当額	△ 5,731百万円
繰延税金資産合計	26,313百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	214百万円
圧縮記帳積立金	270百万円
その他有価証券評価差額金	10,866百万円
繰延税金負債合計	11,350百万円

繰延税金資産の純額 14,962百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	飯島興産(株) (注5)	(被所有) 直接 8.6%	当社製品の販売 不動産の賃貸借 役員の兼任	パン、和・洋菓子の販売 (注1)	16	売掛金	1
				不動産の賃貸 (注3)	60	前払費用	4
				不動産の賃貸 (注3)	9	—	—
	トーフ物産(株) (注6)	(被所有) 直接 0.8%	同社商品の購入 不動産の賃貸	原材料の購入 (注2)	6,182	買掛金	992
				消耗品の購入 (注2)	146	未払費用	66
				不動産の賃貸 (注3)	8	—	—
	トーフ保険センター(株) (注6)	(被所有) 直接 0.0%	保険代理店業	保険料の支払 (注4)	189	前払費用 長期前払費用	3 219

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 製品の販売価格その他の取引条件については、一般の取引先と同様であります。

(注2) 原材料及び消耗品の購入については、市場価格を勘案し交渉の上決定しております。

(注3) 不動産の賃貸借については、近隣の価格を参考にして双方協議の上決定しております。

(注4) 保険料の支払については、一般的な保険取引と同一の条件であります。

(注5) 当社代表取締役社長飯島延浩が議決権の67.3%を直接保有しております。

(注6) 飯島興産(株)が議決権の100%を直接保有している会社であります。

(注7) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、債権債務の期末残高には消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,397円43銭
- 1株当たり当期純利益 34円45銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

山崎製パン株式会社
取締役会 御中

2021年2月8日

双研日栄監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 山 田 浩 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 國 井 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山崎製パン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山崎製パン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

山崎製パン株式会社
取締役会 御中

2021年2月8日

双研日栄監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 田 浩 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 國 井 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山崎製パン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月9日

山崎製パン株式会社 監査役会

常勤監査役 大本一弘 ㊟

常勤監査役 松田道弘 ㊟

常勤監査役 佐藤健司 ㊟

監査役 齋藤昌男 ㊟

監査役 馬場久萬男 ㊟

(注) 監査役のうち、松田道弘、齋藤昌男、馬場久萬男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

議案および参考事項

議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、各事業年度の業績の状況と将来の事業展開を総合的に勘案し、企業基盤の強化のための内部留保にも配慮しつつ、株主の皆様への安定した配当を継続することを基本方針としております。

第73期の期末配当につきましては、前期に比べ1株につき2円増配の22円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は4,782,607,566円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月31日

2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保金につきましては、将来にわたる生産設備の増強および販売・物流体制の強化のための資金需要に備えるとともに、新規事業分野の開拓に活用をはかるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,700,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,700,000,000円

以 上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（49ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法があります。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。
ご記入方法は、下記をご覧ください。

行使期限 2021年3月29日（月曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議案	賛成の場合	→	「賛」の欄に○印
	否認する場合	→	「否」の欄に○印

The diagram shows a form with fields for '議決権行使書' (Proxy Voting Form) and '議案' (Proposal). The '議案' section has two columns: '賛' (Yes) and '否' (No), each with a grid of circles for marking. An arrow points from the '議案' section to the instruction box on the right.

※議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものといたします。

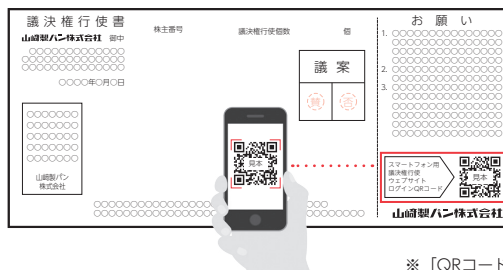
インターネット等による議決権行使

スマートフォンにより議決権行使書用紙のQRコードを読み取り、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト（スマート行使）にアクセスするか、パソコン用議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限 2021年3月29日（月曜日）午後5時行使分まで

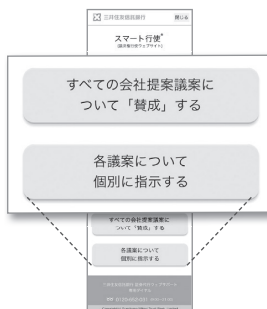
QRコードを読み取り 「スマート行使」で議決権を行使する方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 表示されたURLを開くとスマートフォン用議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使コードおよびパスワードの入力は不要です。

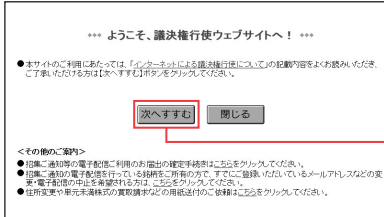
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度スマート行使で議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、①再度QRコードを読み取ってパソコン用議決権行使ウェブサイトへアクセスするか、②パソコン用議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスして、再度議決権を行使していただくこととなります。パソコン用議決権行使ウェブサイトでの議決権行使につきましては、次ページをご確認ください。

議決権行使ウェブサイトで 議決権を行使する方法

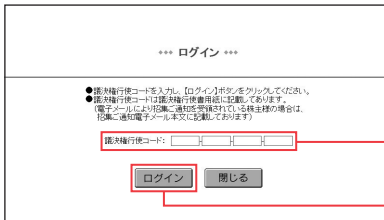
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

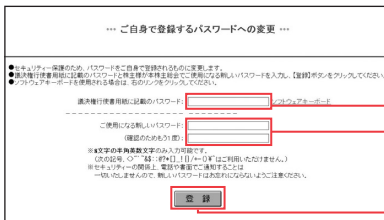


「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使の取扱い

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものいたします。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効なものいたしますが、同日に到着した場合には、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第73回定時株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。

開催日時 2021年3月30日（火曜日）午前10時

<株主の皆様へのお願い>

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場は、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調にご不安のある方におかれましては、本株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・ご来場される株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用についてご協力をお願い申し上げます。（運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。）
- ・会場におきましては、受付前に非接触型体温計により株主様の体温を測定させていただきます。体温の測定により37.2℃以上の発熱がある方や体調不良とお見受けする方に対しましては、ご入場をお断りする場合もございますので、予めご了承ください。
- ・ご出席の株主様へのお土産およびお飲み物の提供は取りやめさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、時間を短縮して行わせていただく予定です。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamazakipan.co.jp>）に掲載させていただきます。

〈メ モ 欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 鶴の間

東京都千代田区紀尾井町4番1号 電話 03-3265-1111 (代表)

〈URL〉 <https://www.newotani.co.jp/tokyo>

株主総会にご出席の株主様へのお土産およびお飲み物の提供は取りやめさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



〈交通のご案内〉

- ① 東京メトロ有楽町線 麹町駅 2番口から徒歩10分
- ② 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線 永田町駅 7番口から徒歩10分
- ③ 東京メトロ丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅 D: 紀尾井町口から徒歩10分
- ④ 東京メトロ丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅 1番口から徒歩10分
- ⑤ JR中央線・総武線 四ツ谷駅 麹町口から徒歩10分
- ⑥ JR中央線・総武線 四ツ谷駅 赤坂口から徒歩10分

※当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

館内のご案内

四ツ谷駅、麹町駅方面よりお越しの方はザ・メイン宴会場階 玄関よりお入りいただき「鶴の間」へお進みください。



赤坂見附駅、永田町駅方面よりお越しの方は弁慶橋を渡り、ガーデンコートからホテルに入り、エレベーターで5階(宴会場階)へお上がりいただいたのち、「鶴の間」へお進みください。

